

昭和四十八年七月招集

第四回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時……………一
 場所……………一
 出席議員……………一
 欠席議員……………一
 出席説明員……………一
 出席事務局職員……………一
 議事日程……………二
 開會……………二
 議長の報告……………二
 議案の配付……………二
 会議録署名議員の指名……………二
 会期の決定……………二
 提案理由の説明……………二
 議案第五十九号……………三
 諮問第一号・発議案第三号……………八
 発議案第四号……………九
 発言の取消し……………一〇
 閉会……………一四
 本日の会議に付した事件……………一四

一、昭和四十八年七月二十一日(土曜日)午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十七名

出席説明員	市 長 本間 謙	助 役 畠 山 伝
出席議員	一番 吉田 勇治郎	二番 林 豊
	三番 流山 源次郎	四番 鈴木 稔
	五番 近藤 好雄	六番 栗原 一雄
	七番 渡辺 昭夫	八番 石井 武敏
	九番 辻田 実	〇番 渡辺 軍治郎
	一番 藤田 益治	一番 五十嵐 昇
	二番 伊賀 多朗	二番 和田 一郎
	三番 伊賀 多朗	三番 安西 益男
	四番 辻井 謹爾	四番 安西 益男
	五番 島野 茂樹郎	五番 塚 喜三
	六番 鈴木 市蔵	六番 君 塚 喜三
	七番 西村 真次	七番 田 源治郎
	八番 飯田 義男	八番 安 沢 徳 順
	九番 田中 祿郎	九番 望 月 照 正
	〇番 遠山 ヨネ子	〇番 秋 山 六三郎
欠席議員 三名	一番 山本 昇	二番 官野 敏 朗
	二番 菊井 敏博	三番 官野 敏 朗
	三番 菊井 敏博	四番 官野 敏 朗
出席説明員	市 長 本間 謙	助 役 畠 山 伝
	収 入 役 高木 哲三	秘 書 課 長 太田 博 雄
	庶務課長 小倉 澄男	財 政 課 長 長谷川 広 治
	教育長 安田 豊作	教 育 委 員 会 長 汐 崎 政 光
	庶務課長 安田 豊作	庶務課長 汐崎 政光

教育委員会 小官 義夫
学校教育課長

一、出席事務局職員

事務局長 高尾 豊 事務局長補佐 脇田 元始

書記 兵藤 恭一 書記 鈴木 哲

書記 渡辺 弘 書記 川上 義雄

書記 福田 英雄

一、議事日程

昭和四十八年七月二十一日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第五十九号 館山市立館山小学校防音改築第三期
工事請負契約の締結について

日程第四 諮問第一号 公有水面埋立工事の設計変更許可申
請について

日程第五 発議案第四号 魚介類汚染防止に関する意見書につ
いて

発議案第三号 公有水面埋立工事の設計変更許可申
請についての答申案

開 会 午前十時二十分開会

〇議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十四名、これより昭
和四十八年第四回市議会臨時会を開会いたします。

議長 の 報 告

〇議長（吉田勇治郎君） 本臨時会の議案審議のため、地方自治法

第二百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のと
おり出席報告がありましたので御了承願います。

議 案 の 配 付

〇議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏
れはございませんか。― 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

〇議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行な
います。

六番議員栗原一雄君、二六番議員飯田義男君以上両君を指名い
たします。

会 期 の 決 定

〇議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日一日という
ことであります。

おはかりいたします。会期を一日ときますことに御異議ござ
いませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は本
日一日と決定いたしました。

提 案 理 由 の 説 明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

市長、御登壇願います。

（市長本間 譲君登壇）

○市長（本間 譲君） 本日ここに、第四回臨時議会をお願いしましたわけでございますが、議員の皆さま方におかれましては、お暑いところ多数御来会をたまりましてまことにありがとうございます。

本日、御検討いただきます案件は三件でございます。市としては学校の建設関係、それから議員の方から二件の提案があったわけでございますが、この第五十九号の件でございますが、これは皆さま方も御承知のように館山小学校は防音校舎として二棟、一年一棟ずつ二棟できて、もう一棟が最終的に建設されることに助成を得ておるわけでございますので、これにつきまして防衛庁といろいろ指導、協議しまして入札を行なったわけでございますが、大体十億円以上の資本金を有する東京の大手一流会社十二社と、地元の一級業者ですか、石井工務店、計工務店を加えて十四社で入札を行なったわけでございますが、結局一億二千二百九十八万円で北条の株式会社計工務店が落札をいたしましたわけでございまして、これらにつきまして皆さま方の御検討を願ひまして、そのようにぜひ御決定を願ってなるべく早く学校建設をしていきたい。こういうふうに考えておりますが、館山小学校はあと残すところは講堂と幼稚園関係でございますが、大体の建物は今度御了承いただければ教室のほうはすべてそろそろ。こういうことに相なるわけでございますが、よろしく御検討願ひたいと思ひます。

議員提出の二件につきましては、議員の方々のほうから御説明があると存じますので、私のほうは省略させていただきます。

以上、申し上げまして、議案説明並びにあいさつといたしたいと思います。どうも失礼しました。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、市長のあいさつ並びに提案理由の説明を終わります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第五十九号館山市立館山小学校防音改築第三期工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を願ひます。

（書記朗読）

議案第五十九号 館山市立館山小学校防音改築第三期工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○庶務課長（小倉澄男君） 第五十九号議案につきまして御説明を申し上げます。

ただいま市長から御説明がありましたとおりでございますが、館山市立館山小学校の防音改築第三期工事でございますが、業者、清水建設株式会社、大成建設株式会社、大林組、熊谷組、東急建設、戸田建設、東海興業、安藤建設、不動建設、太平工業

旭建設、鴻之池組、石井工務店、計工務店以上の十四業者を指名いたしました。指名競争入札をいたしました結果、株式会社計工務店が一億二千二百九十八万円をもちまして落札いたしましたので、自治法並びに市条例の規定によりまして議会の議決をお願いする次第でございます。

御参考までに、館山小学校の工事の概略等を御説明申し上げますと、このたびの第三期工事が二、二六三平米でございます。第三期工事合わせまして五、五八四平米と相なります。そうして第三期工事で行ないます教室の内容でございますが、普通教室が十五教室、そのほかに特別教室といたしまして理科室一つ、図工室二つでございます。そのほか配膳室三つ、便所三つ、カウンスラ一と申します。子供が集まって話をするというよりな室が二つ以上の建物の内容が第三期工事でございます。

これによりまして、これを計工務店が落札いたしました。三月三十一日まで工期を設定いたしました契約をいたしたいということでございます。よろしく願います。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終わりました。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一八番（安西益男君） 計工務店というふうなことでございますが、工事の開始は即刻始めるのか。いつ頃までに完了するか。それをちょっとお伺いしたいと思います。

○庶務課長（小倉澄男君） 工事の開始は本日議会の御決定をいただきますならば早速正式契約をいたしまして、工事を開始した

ということでございます。なお、工期は四十八年度、四十九年三月三十一日が工期でございます。

○一八番（安西益男君） はっきりですね。大体工事の完了がどのぐらいになるか。見通しをもちょうととばかりと。

○庶務課長（小倉澄男君） 工事の終了予定でございますが、私たちの予定をいたしましては、三月の中旬までには完成していただきます。しかし一応いろいろ検査とか手続がございますので、中旬までには、工期は三月三十一日で設定いたしております。

○一八番（安西益男君） 実は、その点をはっきりしていただきたいということ、昨日館山小学校の学校百年史をつくるということ、いろいろな会合がありまして、そこでPTA会長さん、その他から百年祭を三月の月末にやりたいということ、それまでに完全に工事を一切終了してもらいたい。こういう強い要望があったわけでありまして、ですから、一応中旬というふうなことでなくて、専門家が、経験豊かな方たちがやるわけですから、そういった面では念を押して工期の遅れないように、その点の見通しをはっきりひとつ念を押してもらいたいと思うんですが、そのへんの見通しどうなんでしょうか。

○庶務課長（小倉澄男君） そのことに関しては、早速契約の御議決をいただきましたのち、関係学校とも、さらに教育委員会ともよく相談いたしました。百年祭に間に合わせべく工期を設定いたしました。実行してまいりたいと思っております。

なお、そういうような関係もございまして、急拠この議会の御提案申し上げた次第でございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 一つお伺いしますが、入札についてこ

れは一回の入札で済んだのか。そういう点が一つと。

それから、一億二千二百九十八万円で落札していますが、大体市のほうの見積り価額と入札価額との開きとが、そういう関係がどうか。これは第一期工事をやる当時と現在では相当資材の値上りとか、そういうようなものもあって相当検討されたと思えますが、そういう点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○庶務課長（小倉澄男君） お答え申し上げます。

市の価額との開きがどのぐらいあるかということでございますが、この予定価額はこれは発表いたしましたことはできません。予定価額内で落札したということはたしかでございます。その大きな差はございません。ほとんどいい線で落札をいたしてございます。なお、入札の回数は第一回の入札、第二回の入札、第三回目の入札において落札したということでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 見積り価額よりも安い価額で入札したということ、これは資材の値上り等を考えますと、これからも大体インフレの傾向が強まって資材が上る一方だと思っておりますが、四十九年三月三十一日を見れば、この間の資材の値上りというようなことも考えられるわけですよ。

したがって、下回った入札で果して工事が進行するのかがどうか。そのへんは監督上十分いかないと手抜きするといふようなことも起こりかねないと思っております。資材の値上りの関係がありますから、そういう点ではどういふふうにお考えになつてゐるのか。○庶務課長（小倉澄男君） お答え申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり最近是非常に資材が高騰いたしておりますが、非常に建設業者もなかなか容易でないと思っておりますが、

これも予決令の契約の規則の中にございまして、非常に資材が急騰したためにどうしても当初契約で落札いたしました金額でどうしてもできないというふうな場合には、さらに契約の変更ができるんだということもございまして。

しかしながら、あくまでも計工務店といたしましては、この額で現在の段階においてはやはりつばな工事、期待にそむかないような工事を施行するというふうなことで落札をいたしていただいた次第でございます。その段階におきまして双方理解のもとに仮契約を結んで、議案に提案して御決定いただいた本契約にいたしました。そういうことでございます。この監督は十分その点を留意いたしました。一年間工事完成までいたしてつばな学校を完成したい。そういうことで考えております。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 今の御答弁です。資材の値上りが今後起こった場合には、再契約もあるんだというふうな、そういうお話ですが、一応これは四十九年三月三十一日までを見越して落札していると思っておりますが、それを途中で資材が値上りしたために再契約、追加契約ですか、そういうふうなものが有り得るという考え方は少し問題があると思っております。

これは、入札するときには当然入札する側ではおそらくそういうことも見込んで入札しているのが一般だと思っております。そういう点ちょっと問題があると思っております。

○庶務課長（小倉澄男君） ただいま、渡辺議員さんからそういうふうな御質問を受けたんで、そういうふうにお答え申し上げます。それが、あくまでも四十九年三月三十一日完成するまでの間の

いろいろ資材の値上り、当然これは契約したことでございますので、その業者の責任においてこれは施行しなければならぬことでございます。

しかしながら、いろいろ社会情勢の変転というよりなことがございまして、これはどうしても自他ともあくまでもこれではとでもできないんだというよりな場合には、そういうことがあり得る。最悪の場合においては、第三者が見ても、業者が見ても、施行自治体が見ても明らかにこの額ではというよりな事態が立ち至った場合には、最悪の手段においては契約の変更もあり得るんだということ、渡辺議員さんからそういう御質問がございましたので、そういうようなことにお答え申し上げましたが、それはあくまでも逼迫した事態というよりな意味の解釈ということに御理解いただきたいと思います。

○市長（本間 譲君） 今、小倉課長から説明があったんですが、ちょっと疑義があるように渡辺さんから御注意もあつたんですが、これから契約するんですから、私はそういうものは削除してそういう縛にやるという契約になおそうと思ひます。それでは入札にならないですね。入札してよく損がいったということを聞いたときには、入札を尊重してやるから、そうでしょう。もうけたときに返してよこさないからね。今後契約時においてそういうことを今までのその条項を削除して必ずやると、やらなければ契約しないぞと、こういう態度で、そういう文書に書いてやりますよ。そんなことではとてもやれません。小倉課長は事務的に今までそういう文書が入っていたから、別にわるい意味でいったわけではないと思ひますが、この際、それを修正してこれで絶対やると。

上つてもそういうものは考慮しない。こういうよりな線で契約を締結しようとは私は考へております。よろしく。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 今、市長さんの回答で、当然これは四十九年三月三十一日まで竣工するというところで入札したわけですから、その点は責任を持ってこれは計工務店がやるべき問題だと思ひんで、市長さんのいったように十分そういう点は留意して契約を締結してもらいたい。

それから、資材の値上りやなんかで手抜きをするというよりなことが起こりかねないと思ひます。そういう点では監督を十分やらないと、つくつたあとでどっかへんなところができる。そういうようなこともありますから、監督の点は十分市のほうで見積りどりにやっているとどうか。そういう点を十分留意してやってもらいようにお願ひして質問を終わります。

○九番（辻田 実君） 最初に二点質問したいと思ひます。

最初の点については初歩的なことでございますから、契約について十四業者が三回にわたつて入札が落ちたということでございますが、この参加の数をさしつかえなかつたら教えていただきたい。第一回が何社、二回、三回最終的には参加の落ちていった数がありますね。その回数を教えていただきたいということが第一点。

第二番目には、この契約の中に次の三点はどういうふうになつてゐるか。お伺ひしたいと思ひます。

まず第一点は、一期、二期工事の中であつて校舎のげた箱についてはおつくることになつてつくつておるんだそうでございますけれども、なんか不十分なんだそうでございます。現に、学校に私

もいきますけども、げた箱が足りないというんですか、充足されないという面があるので、この点について三期工事の中ではどうなっているのか。十分生徒数、その他からいってげた箱の設置については契約の中に入っているのかどうか。現況では不十分だそうでございます。これが第一点。

第二点は、二期工事完了後運動場の整地について若干の業者、教育委員会、学校三者の間でトラブルという大きいんですが、意見の食い違いがあったようでございます。

学校のほうとしては第二期工事後のあとの整地については、工事完了と同時にかなり整地してもらおうというふうに認識しておいたそうでございますけども、終った時点でトラックで二台か三台砂を入れただけでちょっと困った事態があって、その後若干市のほうから砂入れ、その他をやっていたいてどうやら現況を維持しているそうでございますけれど、三期工事というのはほぼ全完了でございますので、校舎をこわしたあとの整地、グラウンドこれはかなりの問題になるので、この整地、こわす料金は入っていると思いますが、そのあとの整地の問題はどのように契約の中に入っているかいないか。それとも契約外でどのように考えるのか。こちらへんの関係について二番目としてお伺いしたいわけでございます。

三番目には、前回は質問しましたけども、自動車道の確保です。今度の場合には一番手前ですから、工事用の車は直接道から入るようでございますけども、しかしながらそれに反して職員の通勤さらには給食車の導入でもって裏のほうから入れるという形が出てくると思いますが、それらに対してかなり校庭内の前が全

部入口が工事になっちゃうと思いますから、当然校庭内の中にも砂利とか道路の確保しないと、雨期、その他についてはぐちゃぐちゃになってしまつて通学生または車の出入り、こういうものについて多少支障をきたすんじゃないかと思えますけども、この点についてはどのようになっておるか。お伺いしたいと思います。

以上、三点について契約の内容の中含まれておるか、おらぬのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○庶務課長（小倉澄男君） 最初の一点を私からお答え申し上げます。
三回とも十四社ということは、第一回目に札を入れていただきましたが、予定価額に達しませんので、再度の入札を実施したわけでございます。二回目も十四社が札を入れた、それでも予定価額には全然達しませんので、三度目にもやはり十四社で入札を行なって、最終的には計工務店が予定価額よりも落ちていたために落札したということでございます。

○教育委員会庶務課長（汐崎政光君） あとのほうの問題についてお答え申し上げます。

げた箱の問題につきましては、いろいろ問題もあるわけでございますが、今回の契約の中にはこれは含まれておりません。三期工事終了しましたあとで考えてまいりたい。こう考えております。

それから、グラウンドの整地問題でございますが、これも三期の工事が終了しましたあと、総体的な大幅な手入れをすることを現在予定しております。

それから、自動車道の問題でございますが、これは給食車並びに職員の自動車道につきましては、正面から講堂の脇を通って入

るよりに契約時点において話をさせていただきます。子供たちの出入りは従来どおり左側から入るよう、こう手配しております。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略し直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、諮問第一号公有水面埋立工事の設計変更許可申請について、及び発議案第三号公有水面埋立工事の設計変更許可申請についての答申案を一括して議題といたします。

朗読願います。

（書記朗読）

諮問第一号 公有水面埋立工事の設計変更許可申請について
発議案第三号 公有水面埋立工事の設計変更許可申請について

の答申案

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

○庶務課長（小倉澄男君） 御説明申し上げます。

ただいま朗読にありましたとおり、これは昭和四十七年の三月に議会に諮問されました。答申がなされた場所と同じ場所でございます。この諮問の第五項に設計変更の理由といたしまして、一つが付記されてございますように求積誤びゅう、面積を算定する上におきまして間違いがあつたという理由と、さらにもう一つは、うしろの図面をごらんになればわかると思いますが、既設護岸が崩壊するおそれがあるため、護岸を建設する必要が生じ、新たに埋立区域を拡張したいというよりな二つの理由によりまして、この諮問が前回行なわれました埋立工事の設計変更の申請が出たわけでございます。

次の図面をお開きいただきたいと思ひます。茶色の面積野積場水色でかこんでございします船曳場と、その脇にございします緑色の場所護岸が、これが四十七年の三月に諮問された場所でございます。そして、そうして新たに隣接の館山造船用地の護岸がくずれおそれがあるということで、赤く塗りました部分が新たに埋立をいたしましたという場所でございます。そういうことで元の茶色と水色と緑色の面積が非常に単純な理由で、県の港湾課の職員に聞

いたのでございますが、非常に単純な理由で面積を求める上におきます計算違いで、ここに示してありますとおり、船曳場におきまして五・七〇平米、野球場におきまして五八六・三〇平米の面積が少なくなつていたんだといふことでございます。

ですから、これらの面積を少なく訂正いたすとともに、さらに赤色のところを面積八三・八四平米をふやしまして、ここに新たに設計を変更をいたしてこの諮問を申し上げたいというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

〇二四番（西村真次君） ただいま説明のありましたとおり、本件の埋立区域につきましては、来たるべき国民体育大会のヨット競技会場とすべく昨年三月定例会において埋立の諮問がなされ、異議ない旨答申いたしましたところでありますが、工事施行過程におきましてお手もとの謄案に示されておりますように、一部変更の必要を生じたことから改めて設計変更許可の諮問が出されたものでありまして、必要やむを得ざるものと認められますので、七名の賛成者を得まして答申案を提出いたしました次第でございます。満場の御賛同をたまわれますよう、お願い申し上げます。理由の説明といたします。

〇議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終わりました。御質疑願います。御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

〇議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案については委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決す

ることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採決

〇議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

諮問第一号及び発議案第三号を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって諮問第一号及び発議案第三号はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

〇議長（吉田勇治郎君） 日程第五、発議案第四号魚介類汚染防止に関する意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

発議案第四号 魚介類汚染防止に関する意見書について

議案の内容説明

〇議長（吉田勇治郎君） 提出者の説明を求めます。御登壇願います。

（二四番議員西村真次君登壇）

〇二四番（西村真次君） ただいま議題となりました発議案第四号魚介類汚染防止に関する意見書について提案理由を御説明申し上げます。

げます。

魚介類の汚染につきましては、去る六月、週間魚介類採取量基準が発表されたことに伴いまして、漁業関係者の経営不振を引き起こし、同時に国民の健康保持の上から全国的に論議を呼び、深刻な社会問題となっておりますことは周知のとおりであります。

当市におきましても、漁民並びに関係業者はこの影響をまともを受けまして、今や重大な危機に直面いたしております。

しかし、このことは一地方自治体において解決できる問題ではございませんので、この際、国においてすみやかに抜本的な対策を講じられるよう、七名の賛成者を得ましてお手もとの意見書案を提出いたしました次第でございます。

なにとぞ、満場の御賛同をたまわりますよう、お願い申し上げます。まして提案理由の説明といたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明は終了しました。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

午前十一時一分 休 憩

午前十一時七分 再 開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発 言 の 取 消 し

○三番（流山源次郎君） ただいま、私が質問いたしましたことは各県に關係する問題で、質問の趣旨を理解しなかつたための発言でございますので、ただいまの発言を取り消さしていただきたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君） ただいま、発言取消しの申し出がございましたが、これを許可するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって取消しと決定いたしました。

他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） これより討論を行ないます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

(一〇番議員渡辺軍治郎君登壇)

一〇番(渡辺軍治郎君) 魚介類汚染防止に関する意見書について反対するわけではございませんが、この内容を一そう深める意味におきまして若干意見を申し上げたいと思います。

水銀やPCBなどによる魚介類の全国的な汚染によって国民は安心して魚介類を食べることができない。多くの漁民も出漁停止のやむなきに追い込まれて、鮮魚商など関係業者の営業と生活もきわめて深刻な不安と危機にさらされています。

千葉県も東京湾の汚染によりあすはどうなるかわからないという不安をいだけせております。六月二十一日東京都の衛生局発表によると、勝浦沖のカジキに最高一・一六PPM、銚子沖のマガジキに最高一・一三PPMの水銀が検出され、厚生省の調査によると五井沖のハゼにも最高六・四七PPMの水銀が検出され、横浜沖のフッコ、スズキに〇・三四PPMの水銀が検出されたと報じられています。

六月二十四日、政府が権威あるものだといって発表した魚介類の暫定基準に対しても科学者の間に異論があり、食べても安全だという一週間分のアジの尾数が二日とたぬ間に十二尾から四十六尾にふえたり、二十七日には、あらゆる魚は安全だという厚生大臣の談話が一時間で全文を撤回するなど、全くずさんなもので国民の不安をつのらせる結果となりました。

日本人は、動物性たん白質の五一・四%これは四十六年度の調査ですが、魚介類から取っておりますが、これが安心して食べられないということは、国民の食生活と健康、民族の将来にもかかわる重大問題であります。

そこで、住民の不安を取り除き、安心して魚介類が食べられるようにするためには、魚介類の汚染調査を急いでやり、公表する必要があります。先般、ボラの汚染調査がやられました。その後この種の調査が継続してやられていけば今日のような不安は避けられたと思います。

今年の二月検出された高濃度の母乳のPCB汚染にしても、その後何ら研究を継続しておりません。人間の生命と暮しを守る調査、研究が全く軽視されている現状は許されません。今後、魚介類の汚染調査を漁場や水揚げ場、集荷市場等で継続して行なう必要があると思います。また合わせて、漁業関係者の健康調査も必要があると思います。

この意見書案では、千葉県における内容の具体性といえます。そういうものがないので切実感はちょっとこの意見書では見られないので、この点を意見として申し上げます。

さらに、最も大事な問題は、工場から排出される水銀、PCBなど有害物質による汚染源をなくすことでもあります。

政府は、有害排出関係工場に対する点検、苛性ソーダの製法転換など十一項目の対策を発表しましたが、しかしこれは汚染源工場からの水銀の排出を直ちにやめさせるというものではありません。今日の深刻な事態から見れば、水銀の排出はすぐ禁止すべきであります。

県内で水銀を排出している工場が、市原市沿岸の旭ガラス、日本塩化ビニール、住友化学の三工場がありますが、いまだに水銀のたれ流しを続けております。

国や県は、これらの工場に対して製法を転換するまで水銀の排

出を直ちに禁止するよう強い規制を行ない、同時に汚染水域へのド口の除去と浄化を企業の責任でやめさせるよう、市は県に強硬に要求すべきだと思います。

次に、市内の鮮魚商は最近売上げが五割も減っており、漁民は魚価の低落でえさ代にもならないという状態に追い込まれ、大きな損失を受けております。これらの漁業関係者の損害に対する補償の要求は切実で正当のものであります。

このような深刻な状態を生み出したのは、今日まで自民党政府と友納県政の大資本、大企業の利益優先の高度経済成長、生産第一主義の政策が水銀、PCBの有害物質のたれ流しを野放しにしてきたことにあることは明白であります。

したがって、企業の責任はもちろんであります。そのおもな責任は自民党政府と友納県政にあります。市は、漁業関係の損害補償を国や県に強く要求する行政措置をすべきだと思います。

こういう実態について、この意見書案の中には含まれておりませんけれども、これを市の意見書を各大臣に提出する場合に実情を十分勘案して、きょうは百三十隻の沿岸漁民が旭ガラスの周辺に海上デモを行なうというような、そういう深刻な状態も生まれておりますので、この点十分考慮されて県や国に対して漁民の補償要求あるいはPCB、水銀汚染の禁止と、あるいは調査の徹底、これは常時調査して、安心して魚が食べられるようなそういう状態をつくるのが今迫られている問題だと思います。

こういうようなことを考えまして、この案には不十分でありませけれども、その意義を認めまして賛成するものでございます。

以上でございます。(拍手)

(一二番議員藤田益治君登壇)

〇一二番(藤田益治君) 魚介類の汚染防止に關しては、漁民や関係業者にとつて深刻な問題となっております。

関係行政機関ではいろいろと救済対策が検討されておるといふことを仄聞しておりますが、しかしながら、関係業者はむしろ一般市民の不安も大きく、現在、本意見書案が発議されたことは非常に意義あるものと思われま。

これが運動にあつては、全国的な見地から諸行政機関が一日も早く対策を樹立されることを切望すると同時に、本意見書にも手をあげて賛成いたしましたして、討論を終ります。(拍手)

(三番議員流山源次郎君登壇)

〇三番(流山源次郎君) 私は、魚介類汚染防止に關する意見書に全面的に賛成するものでございます。

現在、私も漁民が、この魚の公害の摂取量の問題につきまして非常な打撃を受けたといふことは、これはもう皆さん御承知のことと思ひますが、私があえて大きな立場から館山市議会といふこととしまして、内閣をはじめ国に対してこの意見書を出したといふことの裏づけといつたしまして、御承知のとおり館山湾または東京湾等で取れますカタクチイワシでございますが、このカタクチイワシ自体が学説によりますと、発生するところは紀州沖の一五〇マイルの沖合であるといふことがいわれております。

また、マグロ等が世界で取れる。アフリカで取れたマグロについても水銀が最高にあつたんだといふことになってくると、これはひとり日本だけの問題ではなくて、国が国と国との話し合いによつてつくりたい限りにおいては、この問題は解決されたい大き

な問題になりつつあると思うのでありまして、この問題に対して国に対して意見書が出たということに対して、私も漁民といたしましては、もろ手をあげて賛成するものでございます。(拍手)

(一九番議員島野茂樹郎君登壇)

〇一九番(島野茂樹郎君) 魚介類の汚染防止に関する意見書について賛成の立場から一言意見を申し上げたいと思います。海洋が汚染をされて、そして魚を私も食うのに安心して食べられない。こういうような事態が発生した。というよりもそういう事態になってきたわけですけれども、これはもうすでに社会的な常識になっておりますけれども、高度経済成長を急ぐあまり企業が、いわば汚染物質のたれ流し、そういうようなものをきれいにし出すというような施設をしないでたれ流しをする。このことによって高度経済成長をはかってきた。これは政府並びに大企業の責任であるというものはや常識であります。

私も、そのことによって日本の国民全体が生活の不安におし入れられておる。このことについては全く被害者であるわけでありまして。大企業は、自分の企業活動要するにもうけのために国民生活を犠牲にしている。こういうことになるわけでありまして、これが一日も早く、これを放置をした政府の責任、これはやっぱり政治の責任として一番大きな問題だと思えます。

したがって、こういう状態を解決するのは政府、大企業の責任であるという事は、私が申すまでもありません。

私も、この館山市の議会の意見として、政府に対してこのよりの意見書を提出するという運びになったわけですが、心から賛成をしたいと思います。ただ、意見書を提出したというこ

とだけではなしに、私も今後とも政府のこの意見書に基づいた実効ある施策をすみやかに実行してくれるように見守る。というよりも監視をしなければならぬ。かかる運動を私も続けなければならぬと思えます。

以上をつけ加えまして、賛成の意見にかえたいと思えます。

(拍手)

(一八番議員安西益男君登壇)

〇一八番(安西益男君) この意見書につきましては、全会一致で意見書提出ということにつきましては全面的な賛意を表するものでございます。

この問題は、るるお話しがございましたように、全国的、国民的なきわめて重大関心でありまして、直接生命への大きな影響という面から考えましても、当然この処置はしかるべきである。かように考えるわけでございます。

この問題は、やはり当然政府の怠慢であり、大企業の国民無視の横暴な、いわゆるたれ流し。こういう結果において今日の状況になったわけでございますので、この意見書にございますように海水汚染、魚介類そして調査を継続していくという条項、さらにまたPCB、有害物質の排出禁止すること。このように意見書にあります。また、経済的損失に対する補償、救済対策を確立するよう、こういう意見等も述べられておりますので、どうか早い調査にあたりましては、高度な調査ということになりますと、当然政府機関におきましてこれをしていくのが当然でありますし、また、高度のそうした調査方法というものも国においてでなければ大きな期待も持てないのではないかと、この面から、この陳情の

各所にあたりましてはさらに今後也十分こういふことを監視して
いきたい。また、基準の強化という点におきましても、政府のサ
イドにおきましてこういうことにつきまして、さらに今後の十分
なる意見の結果の出すように期待すると同時に、この意見書に
は賛成の立場から意見を申し述べたわけでございます。一言、自
分の考えを申し述べた次第でございます。以上でございます。

(拍手)

○議長(吉田勇治郎君) 他に討論ございませんか。― 討論なし
と認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は原
案どおり可決されました。

閉 会 午前十一時二十五分閉会

○議長(吉田勇治郎君) 以上で、本臨時会に付議されました案件
は終了されました。

よって、これにて第四回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定

一、議案第五十九号

一、諮問第一号・発議案第三号、発議案第四号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

館山市議會議員

館山市議會議員

吉田勇治郎
栗原一雄
飯田義男

